

開発許可等に係る標準処理期間

行政手続法(平成5年法律第88号)第5条の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可等の標準処理期間の起算日及び期間計算を第1に、その開発許可等の処理における標準処理期間を第2に、事務処理に必要かつ合理的な最小限の日数を加算することができる期間を第3に、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当しないが、行政手続法立法の趣旨を踏まえた書類の交付に係る標準処理期間を第4に、標準処理期間に算入しない日数を第5に定める。

第1 開発許可等の標準処理期間の初日は、期間の初日に算入しない。この期間は、その末日の終了をもって満了とする。

第2 開発許可等の処分に係る標準処理期間は、次の表の(1)項から(6)項掲げる日数とする。ただし、当該申請に対する処理に異例な事務を必要とし、町長が明らかに標準処理期間(加算した日数を含む。)内に処分することができないと認める事務については、当該日数を超えて処理することができる。

| | 手続の内容 | 根拠法令 | 標準処理期間 |
|-----|-------------------------|---------|--------|
| (1) | 開発行為の許可 | 法第29条 | 28日 |
| (2) | 開発行為の変更許可 | 法第35条の2 | 21日 |
| (3) | 建築制限等の承認 | 法第37条 | 6日 |
| (4) | 予定建築物等以外の建築等許可 | 法第42条 | 7日 |
| (5) | 開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可 | 法第43条 | 22日 |
| (6) | 地位の承継の承認 | 法第45条 | 11日 |

第3 実地調査又は審査内容が多岐にわたり、審査に相当の時間を要するものであるときは、事務処理に必要かつ合理的な最小限の日数として、開発許可等の処分に係る標準処理期間10日を加算することができる。

第4 行政手続法立法の趣旨を踏まえた書類の交付に係る標準処理期間は、次の表の(1)項から(2)項掲げる日数とする。

| | 手続の内容 | 根拠法令 | 標準処理期間 |
|-----|--------------|--------|--------|
| (1) | 検査済証の交付 | 法第36条 | 10日 |
| (2) | 省令第60条証明書の交付 | 省令第60条 | 22日 |

第5 標準処理期間に算入しない日数は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、又は申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)
- (2) 滑川町の休日定める条例(平成2年滑川町条例第14号)第1条第1項に規定する滑川町の休日の日数
- (3) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- (4) 複数の行政庁が関与して処分するために連絡又は調整する日数